

はじめに

子育ての中では様々な問題や悩みが起きるが、家族間のストレス、経済的な問題、親子の孤立などの要因が重なり、虐待の引き金になることもある。

虐待は子どもにとって生命の危険や障害の可能性があり、また、発育・発達の遅れなどの身体症状や情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状が現れることもある。他人とのコミュニケーションが上手くとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあり、成人してからも不安や苦しみを抱え続けたり、次の世代に引き継がれていくこともあるなど、心身に深刻な影響を与える。しかし、子どもは自ら援助を求める事が出来ないことも多いため、子どもに関わる私達が発見し介入することが重要である。

保育園では子どもとその家族に日常的に接する機会も多いため、虐待の早期発見において極めて重要な役割を担っている。私達はこの問題の知識と理解を深め、子どもの人権を守り、虐待を防止していかなければならない。また、虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多く、親子共に暖かい支えと適切な支援を行っていくことが必要である。

1. 子どもへの虐待とは

児童虐待防止法第2条

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）が、その監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

ア. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

身体的虐待（第1号）

イ. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

性的虐待（第2号）

ウ. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

ネグレクト（第3号）

エ. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待（第4号）

虐待とは「不適切な関わり」全般を指し、H16年の法律改正では、

①保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置すること（ネグレクト）

②子どもの目前での配偶者に対する暴力も子どもに対する著しい心理的外傷を与えるもの（心理的虐待）

は「児童虐待」に含まれることになった。

虐待の行為は大きく4つに分類されているが、ほとんどの場合重複して起こっている。

具体例

ア. 身体的虐待（第1号）

- 外傷とは打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷など。
- 生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど。
- 意図的に子どもを病気にさせる。
など

イ. 性的虐待（第2号）

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。
など

ウ. ネグレクト（第3号）

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、
(1)家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）
(2)重大な病気になっても病院に連れて行かない
(3)乳幼児を家に残したまま度々外出する
(4)乳幼児を車の中に放置するなど。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。

- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。例えば、
 - (1)適切な食事を与えない
 - (2)下着など長期間ひどく不潔なままにする
 - (3)極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
 - 親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。
 - 子どもを遺棄する。
 - 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人がア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。
- など

エ. 心理的虐待(第4号)

- ことばによる脅かし、脅迫など。
 - 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
 - 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
 - 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
 - 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
 - 子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。
- など

2. 虐待における保育園の役割

児童虐待防止法第5条には、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設の職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。子どもに日々長時間関わる保育士として、虐待やその兆しを発見しやすい立場である事を自覚し、子どもの「虐待の早期発見」に努めなければならない。

また前段階として「虐待の発生防止」、そしてすでに「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

① 虐待の発生予防

- ・保育を通じて保護者の育児負担を軽減する
- ・職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげる
- ・保育の専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う

② 虐待の早期発見

- ・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さないようにする
- ・虐待予防チェックシートを活用する
- ・虐待の可能性が疑われたら、速やかに職員間で話し合いの場を持ち、園全体で確認・対応をする

③ 虐待が発生している家庭への援助

- ・職員がそれぞれ役割分担をし、園全体で対応する
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する

【子どもへの対応】

- ・いつも子どもの味方であることを伝え、まず第一に安心感を持たせる
- ・声掛けを多くするなど、触れあう機会を増やし、十分な受け止めを心掛け、子どもが愛されているという実感を持てるように関わっていく。ただし、注意点として子どもの親代わりになるのではなく、保育の専門家として、特有の関係に巻き込まれないように留意する
- ・自己達成感を通じて、子ども自信が持てる機会をつくる
- ・子どもの安全を最優先し、見守りの中で普段と違う変化が見られたら、速やかに関係機関に連絡する

【保護者への対応】

- ・出来るだけコミュニケーションの機会を多くとるように心掛ける
- ・追及や避難をしない。追い詰めたりすることがないようにする
- ・不安、怒り、辛さ、悲しみなどを受け止め、気持ちに寄り添う(受容・共感)
- ・子育てを共に考える姿勢を積極的に示し、気づきを援助する

3. 虐待発見するためのポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや保護者の様子・変化を注意深く見守る事。その際には具体的な情報を時系列的に記録する。

◎子どもの様子

身体面	・不自然な傷(あざ・目の周りの傷・火傷)がよくみられる ・治療していない傷がある ・身長や体重の発達が著しくよくない ・言葉や精神発達の遅れがある ・身体が非常に汚れている(爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ 等) ・髪の毛やまつ毛、眉毛を抜いてしまう
-----	---

表 情	・語り掛けに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない ・人の顔色を伺い、オドオドしたりビクビクしたりした様子が見られる ・おびえた泣き方をする ・保護者と別れると安心した表情になる
行 動	・昼食をむさぼるように食べたり、隠して食べたりする ・嘘をつくことが多い ・些細なことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい ・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる ・落ち着きがなく、警戒心が強い ・遊びが長続きしない ・小動物をいじめる ・年齢不相応な性的言動がみられる
他者との関わり	・保護者が迎えに来てても喜ばず、帰りがたがらないことが多い ・保護者の前では従順になる ・保護者を試したり、独占したがる、異常に甘える ・保護者や子どもと上手く関われない ・保護者や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である ・保護者や子どもとの身体的接触を異常に怖がる
生活の様子	・衣服がいつも不潔である ・基本的な生活習慣が身に付いていない ・予防接種や健康診断を受けていない ・理由ない長期欠席をしている

◎保護者の様子

子どもとの関わり	・態度や言葉が拒否的である(自分では見たくない、期待はずれな子、欲しくなかった子) ・子どもを叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しい躰をしている ・子どもを乱暴に扱ったり、放置したりしている ・子どもに対して冷淡、無関心である(泣いてもあやさない、抱かない、無視する) ・子どもに能力以上の事を要求する ・兄弟姉妹に対して差別的である ・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない ・子どもの怪我や火傷に対する説明や、欠席の説明が不自然である
他者との関わり	・保育者や他の保護者に対して消極的・否定的な態度をとったり、強く出たりする ・保育者や他の保護者との関係を上手くもてない ・保育者との会話を避ける、もしくは必要以上によくしゃべる ・説明の内容が曖昧で、コロコロ変わる ・子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる
保護者自身	・表情が硬い ・ひどく疲れている ・精神状態が不安定である ・被害観が強い、偏った思い込み、衝動的、未成熟 等 ・連絡が取りづらい ・被虐待歴がある

4. 虐待が疑われたら

- ① 毎日子どもを保育するなかで、「いつもと違う」「どうしてあんな所に傷が?」「十分に世話をしてもらっていないのでは?」等、虐待が疑われる時には速やかに職員で話し合いの場を持ち、虐待予防チェックシートの記入を開始する
- ② 家庭環境や保護者の心理状態、園児の様子を把握し、必要に応じ、児童相談所に連絡する
- ③ 職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく(園全体で情報を共有する)
- ④ 職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身に付け十分配慮する

プライバシーについて

* 通告は守秘義務に優先する

通告によって児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません

児童虐待防止法第6条第3項

* 虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です

個人情報保護法第23条第1項第1号

* 現行法上では「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き法的責任を問われることはない」と解釈されている

日本弁護士連合会子どもの権利委員会
「子どもの虐待防止・法的実施マニュアル第4版」

5. 虐待予防チェックシートの記録

虐待を疑った時から、記録を残すことが重要となる。「虐待予防チェックシート」を活用し、いつ、どこで、誰が、誰に何を、どのようにどういうことを、出来るだけ正確に詳しく記録する。子どもがどんな言葉を使っている、どんな様子を見てそう感じたかを事実を基に具体的に記録すること。また、チェックがつく場合、虐待を疑うだけでなく、保護者が子育てに悩んでいないか、親子関係は良好か、今後虐待に繋がる可能性はないか、などについても注意深く観察し、記録することが必要である。

虐待予防チェックシート

記録日： 年 月 日

記述者：

名 前

		チェック項目	状 況
登園時の様子	子ども	☐ 怪我(あざ、傷、こぶ、その他) ☐ 表情(ぐずる、元気がない、暗い 等) ☐ 衛生面(身体の汚れ、異臭、同じ服、服の汚れ 等) ☐ ()	
	保護者	☐ 態度 登園時(疲れている、その他) 分離時(子どもと視線を合わせない、その他) ☐ 遅刻の状況(事前連絡の有無等) ☐ 忘れ物が多い ☐ ()	
遊びと生活の様子	子ども	☐ 食事 (がつつ食べる、飲み込み、その他) ☐ 表情(ボーっとしている、無表情等) ☐ おむつの交換、衣服の着脱時 ☐ 友人関係(攻撃的、言葉使い等) ☐ 遊びの中での様子(人や物への独占欲、その他) ☐ 体調不良 ☐ 徘徊 ☐ 午睡時(性器の露出等) ☐ ()	
登園時の様子	子ども	☐ 保護者を見る表情、会話 ☐ 保護者と再会した時の態度の変化 ☐ ()	
	保護者	☐ 態度 ☐ 保育者を避ける ☐ ()	
その他	その他の情報	☐ 家族の様子(母親・父親・祖母・祖父・夫婦間・その他) ☐ 経済状況 ☐ 就労状況(常勤・パート・その他) ☐ 住まいの様子 ☐ いつもと違う様子 ☐ ()	
備 考		対 応	

6. 関係機関との連携

虐待を生み出す家族は、複合的問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家族修復までの息長い相談援助活動をすすめるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には、記録が重要となるので、園内で起こった事、発見した事等を具体的に記録しておく。

関係機関との連携の流れ

- ①まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。
- ②情報を提供し、緊急度の判断を待つ。

【緊急性あり(要保護)】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、子どもの安全確認、事実確認、緊急度の判断を行う。そこで緊急度が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により子どもの安全を確保する。

【緊急性なし】

緊急度がそれほど高くなく、在宅での援助が可能と判断した場合は、地域の機関が連携して、それぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。在宅処遇のケースは全体の7～8割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で、再び在宅処遇の対象になる事から、虐待援助の主力は地域での支援とい※その過程で子どもに危険が生じた時には、速やかに子どもを保護する。



保育園で『見守り・支援』を依頼された場合の留意点

- (1)キーパーソンとなる専門家が誰かを知る。
- (2)支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する。
- (3)キーパーソンとなる専門家と十分な連携をとり、どこにポイントを置いて見守りどのような支援が必要かを具体的に理解する。
- (4)保育園に期待されている役割を知る。また、保育園の見守りの限界について具体的にメンバーに伝える。
- (5)キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる。
(定期的な報告、緊急と判断される場合の判断とその報告)
- (6)定期的な報告や連絡

また、保育園には必要に応じて地域のネットワークの一員として要保護児童地域対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)に加わり、積極的に情報の提供と役割分担をすることが求められる。

要保護児童地域対策協議会とは

被虐待児をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく事が需要であるとの考え方から児童福祉法25条に位置付けられた、地域の関係機関の児童虐待防止の為にネットワーク。構成員に守秘義務が課せられるとともに、中核となる調整機関を指定するなどにより、情報の共有化や効果的な支援が図られる。

ネットワークを組む利点

- ①多面的で柔軟な対応
複数の関係機関が関与することで、情報が集められやすく、対応策の組合せも広がる。
家族を多様な側面から柔軟に支援できる。
- ②迅速・的確な対応
情報を共有することで問題状況の認識を統一し、援助方針の共通理解を図る事が出来る。
情報交換の中でお互いの機能・役割を理解し、迅速・的確な対応ができる。
- ③援助者の支え合い
メンバーによる活動、検討を通して援助者相互の支援の場となる。

7. 関係機関連絡先一覧

大阪市こども相談センター	TEL (06)4301-3100 FAX (06)6944-2060	月～金	9:00 ～ 17:30
大阪市児童虐待ホットライン	TEL 0120-01-7285	365日	24時間対応
児童相談所全国共通ダイヤル189		365日	24時間対応
淀川区保健福祉センター	子育て支援室(家庭児童相談員・保育士による子育て相談):06-6308-9939 児童虐待に関するお問い合わせ 電話番号 06-6308-9509	月～金	9:00 ～ 17:30
児童家庭支援センター 博愛社	06-6301-7270(相談・通報)	毎日	電話相談 9:00～18:00 来所相談 10:00～17:30
子どもの虐待ホットライン	電話相談(児童虐待防止協会) 06-6762-0088	月～金	11時 ～17時